

平成 19 年 10 月 6 日 制定

## 落札者選定委員会に関する規程

### (目的)

第 1 条 日本地域学会（以下、本学会）機関誌『地域学研究』印刷事業者の選定に関する規程（以下、業者選定規程）第 7 条第 14 項の規定に基づき、同項に規定する落札者選定委員会（以下、委員会）の構成、職務等に関する事項について定める。

### (委員会)

第 2 条 委員会は、委員長および委員で構成する。

2. 委員の数は、10 名以内とする。

3. 委員長および委員は、理事会の推薦に基づき本学会会長（以下、会長）が委嘱する。

4. 委員会は本学会会計年度ごとに設置する。

5. 委員会は、その担当する会計年度（以下、担当会計年度）を区別するため、平成〇〇年度『地域学研究』印刷事業落札者選定委員会と呼称される。

6. 委員会は、委員長の他に、委員の 3 分の 2 以上の出席がなければ、開催することが出来ない。

### (委員会業務)

第 3 条 委員会は、以下に各号に掲げる業務（以下、委員会業務）の企画および執行を担当する。

- 一 業者選定規程に規定する入札に関わる業務
- 二 業者選定規程に規定する印刷事業者の選定に関わる業務
- 三 別に定める規程などに基づく業務

### (委員長)

第 4 条 委員長は、委員会を主宰し、委員会業務を所管する。

2. 事故などにより委員長が委員会を主催できない場合、または委員長が当該委員会を主催するについて支障がある場合には、委員長は、委員の中から、委員長代行を指名し、委員長の職務を委嘱する。

3. 前項の規定の場合にあつて、なお副委員長が指名されない場合には、会長が副委員長を指名し、委員長の職務を委嘱する。

4. 前 2 項で指名された委員長代行は、委員長が委員長の職務に復帰しまたは当該支障が消滅した場合には、その職務の委嘱は解かれたものとみなす。

(任期)

第 5 条 委員長および委員の任期は、当該会計年度の前年度の 6 月 1 日に始まり、当該担当会計年度の翌年度の 5 月 31 日に満了する。

(別規程)

第 6 条 この規程の施行に必要な事項等については、理事会の議を経て別に定める。

(改正)

第 7 条 この規程は、理事会の議を経て改正することが出来る。

(学会の利益の優先)

第 8 条 第 3 条に規定する業務の企画および執行に当たり、関連諸規程および日本地域学会機関誌『地域学研究』印刷事業者の選定方針に定める各規定を適用した場合でも、なお定まらない事項が発生した場合には、その取り扱いは委員会が協議の上定める。

2. 前項の場合において、委員会がその取り扱いを協議の上定める場合、本学会の利益を優先することが出来る。

附則

(施行)

第 1 条 この規程は、制定と同時に施行する。

(経過措置)

第 2 条 平成 20 年度『地域学研究』印刷事業落札者選定委員会の任期の開始日については、本規程第 5 条の規定にかかわらず、当該落札委員会が発足した日とする。